

滋賀のアーカイブズ

滋賀県県政史料室だより 第2号

平成29年3月1日発行

編集・発行

滋賀県県政史料室



東浅井郡落合村絵図（川通堤防用悪水路杖樋溜池道路橋梁之絵図）【明へ68（15）】

目次

- ・【講演要旨】未来に引き継ぐ公文書—時代を越えた共有資源— …P2
- ・【特集①】新たな公文書管理の方針案について …P3
- ・【特集②】「歴史的文書」目録検索の手引 …P4～5
- ・【史料室の瓦版】県内歴史的公文書等担当者会議の開催 …P5
- ・【湖国こぼれ話】神社に祀られた県令—籠手田安定の治水事業— …P6～7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス …P8

【講演要旨】
未来に引き継ぐ公文書―時代を越えた共有資源―

県政史料室では、県が保有する歴史的文書の保存・活用を促進するため、県民・県職員向けに毎年講演会を開催しています。

今年度は十一月十八日(水)に、井口和起氏(京都府立総合資料館顧問・福知山公立大学学長)を講師に迎え、公文書管理の現状と課題を考えていただく機会を設けました。その講演要旨を御紹介します。

公文書管理法制定の意義

二〇〇八年十一月、「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」という報告書が、内閣府の有識者会議から出されました。この報告書は、大変格調高い内容で、民主主義の根幹とは、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにあるとうたっています。そし



講演中の井口和起氏

て、国の活動や歴史的事実の「正確な」記録である

公文書は、この根幹を支える基本的なインフラだと記されています。

日本の公文書管理は、律令制以来の歴史があります。しかし明治期以後も、政治家の邸宅に重要な公文書が保管されるなど、甚だ不十分なものでした。戦後になって、一九七一年に国立公文書館が設立、八七年に公文書館法が制定されるものの、地方の公文書館に関しては整備が遅れました。

二〇〇九年に制定された公文書管理法は、先述の報告書の精神をそれなりに受け継ぎ、公文書は健全な民主主義を支える「国民共有の知的資源」とうたっています。この法律は、文書が作成されてから、廃棄・移管に至るまでを全てカバーするという、全ての公文書管理に関わる一般法として、大きな意義があります。後に政策決定のプロセスを検証できるような、結果だけでなく、意思決定過程に関わる文書の作成義務が明記された点も重要です。非現用文書の利用請求権という、新しい国民の権利も保障されています。地方自治体にとっても、その趣旨に沿うように努力義務が生まれました。

文書保存の二つの流れ

公文書を含めた文書保存の流れは、大別して二つあります。一つは戦後の「史料保存」運動の影響を受けたものです。文部省による史料館(現在の国文学研究資料館)の設置や、地域でいえば、郷土資料館や図書館の郷土資料室、文書館といった施設に、古い地域資料が収集・保存されていきました。特に

一九六八年の明治百年前後には、各地で自治体史の編纂が進み、事業が終わると様々な施設で、その資料が保存されました。

もう一つは、公文書館法から現在の公文書管理法に至る、いわゆる「組織アーカイブズ」の流れです。これは、歴史資料だから大事だということではなく、自分たち自身の組織を活性化するための材料として、重要な文書を残し、受け継いで、新しい組織づくりに役立てていくという考えによるものです。県政でいえば、そのような文書を県民が利用することで、県政のあり方を批判したり、説明を受けたりすることができる重要な役割があります。

滋賀県への期待

先日、滋賀県が策定した「未来に引き継ぐ新たな公文書管理を目指して(方針案)」には、本私私が話した内容が全て踏まえられています。特に県の地方機関を含めて考えられていることに、大きな敬意を表したいと思います。例えば、警察がもっている災害救助の資料は、これからの防災を考える上で重要ではないでしょうか。

県政史料室には、今までの伝統の上に、県の「組織アーカイブズ」としての役割を第一義的に果たされることを期待しています。一方で、住民の諸活動の記録も、地方自治体のアーカイブズだと思います。できれば、そのような民間資料の所在情報を記録する中心的役割でもあってほしいと願っています。

【特集①】

新たな公文書管理の方針案について

平成二十八年九月、本県では、新たな公文書管理の在り方の基本方向を示すため、「未来に引き継ぐ新たな公文書管理を目指して〔方針案〕」を策定しました。本コーナーでは、その内容を御説明します。

(1) 現在の課題

現在本県では、歴史的文書の閲覧請求があった際、行政サービスの一環として、利用者の閲覧に供しています。しかし、同文書の利用が具体的権利として認められておらず、県民の知る権利を保障する上で、不十分な状況にあると考えられます。

その上、歴史的文書として閲覧できる文書も、概ね昭和二十年以前のものに限られています。戦後の公文書も、閲覧体制の整備を進める必要がありますが、県の各機関が定める文書管理規程等に、文書の移管に関する条項がないため、歴史的な文書への移行が進んでいません。

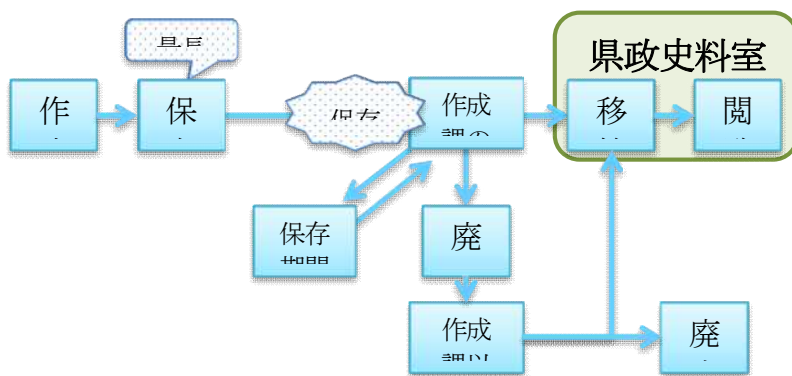
また、県政史料室については、位置付けや役割が不明確であるため、今後は位置付けや役割の明確化とともに、保存・閲覧・調査研究等の業務の充実に向けた整備が求められています。

(2) 今後の方向性

方針案では、これらの課題を踏まえて、本県の今後の方向性を次のとおり示しました。

- ① 歴史的文書の利用請求権の創設
歴史的文書の利用を具体的権利として位置付け、行政不服審査法に基づく審査請求を可能とし、より透明性の高い利用手続を保障します。
- ② 統一的管理ルールの確立
文書の作成、整理、保存、廃棄、歴史的な文書への移行、利用といったライフサイクル全体について、県全体で統一した文書管理ルールを導入します。
- ③ 公文書の作成義務と作成基準の整備
意思決定に至る過程や事務事業の実績を合理的に検証できるように、作成義務を規定するとともに、具体的にどのような文書を作成すべきか、作成基準の整備を検討します。
- ④ レコードスケジュールの導入
文書作成課が、事前に「廃棄予定」か「移管予定」かを判断するレコードスケジュール(公文書移管・廃棄計画)を導入します。
- ⑤ 移管と廃棄
保存期間を最長三十年とし、保存期間経過後は、歴史的な文書として県政史料室で保存します。廃棄は、各機関の長(知事等)の責任とし、文書作成課以外のチェック機能を充実します。
- ⑥ 地方機関等の歴史的な文書の管理
地方機関が保有する歴史的な文書は、原則、県政史料室に移管し、一元管理します。
- ⑦ 歴史的な文書の利便性の向上と情報提供の充実
検索システムの導入を検討し、デジタルアーカイブ・システムで提供できるように、資料のデジタル

化を計画的に推進します。
インターネット等での公開の充実とともに、一般向けの情報紙を発行します。
多様な知識を有する職員の採用や、業務・研修を通じた人材の育成などの体制整備、県政史料室の位置付けや役割の明確化を検討します。
今後は、この方針案をもとに、条例等の新たな公文書管理ルールの整備に向けた取組を進めていきます。



【方針案のイメージ図】「文書のライフサイクル」

【特集②】

「歴史的文書」目録検索の手引

当室で歴史的な文書を閲覧するためには、「歴史的文書閲覧等申請書」を御提出いただく必要があります。この申請書には、利用者の氏名や連絡先、利用目的に加え、①簿冊記号、②合本番号、③編次番号、④文書件名という、閲覧文書に関わる四つの記入欄があります。本コーナーでは、それらの用語の意味と目録を利用した文書の探し方を御紹介します。

【用語解説】

①簿冊記号とは、複数の文書が綴られた一冊のファイル(簿冊)に付けられた記号です。ほとんどの歴史的な文書は、数点から数百点の文書が一つの簿冊に綴られています。文書の作成時期と種類によって分類されており、例えば簿冊記号「明ぬ127」の場合、「明」は明治時代の作成、「ぬ」は河川・港湾に関する文書という意味になります。

②合本番号とは、元は別々に綴じられていた複数の簿冊が、一冊にまとめられている場合に用いられる記号です。通常は空欄のままです。

③編次番号とは、簿冊の中の文書一件ごとに付けられた番号です。この一件の文書には、関連する複数の文書が含まれることもあります(詳しくは後述)。

④文書件名は、その名のとおり文書のタイトルです。文書一点ごとに一つのタイトルが付けられています。

(1) 件名目録で検索する

これらの記入事項は、「歴史的な文書」目録を使って検索します。この目録は、当室ホームページのトップページ「県政史料室へようこそ(歴史的な文書)」の左部分から、エクセル形式でダウンロードできます。そのうち、基本となるのが、「明治期」「大正期」「昭和戦前期」「昭和戦後期」に分かれた件名目録です。目録に記載された「件名」、「年月日」(文書作成日・公布日等)、「差出」(文書作成者・差出人等)、「宛先」を手がかりに、該当の文書を探していきます。その際、「Ctrl」(コントロール)キーと「F」キーを同時に押せば、キーワード検索が可能です。

件名目録では、通常は一行ごとに「編次番号」が記されていますが、なかには「1」と記載されているものもあります。この表記は、一つ前の編次番号の文書に複数の文書が添付されていることを意味します。「2-1」「2-2」という枝番号を用いた表記も同様の意味。そのため申請する際には、その直前の番号を書くようにしてください。

例えば、下記の件名目録では、①編次「1」の件名の下に、②編次「1」の件名が記載されています。この場合、①と②はひとまとまりの文書群であり、一つの編次番号であることを意味します。②は久徳村などから高宮村に出された文書で、①はその内容に関して、高宮村が権令(県知事)に願ひ出ているわけです。このように、一つの編次番号の文書群は、互いに密接な関連性をもっており、併せて閲覧することをおすすめします。

簿冊記号	合本	編次	件名	元号	年	月	日	差出	宛先
明ぬ127		1	養水井掛村々割賦金の義に付願書	明	8	12	16	犬上郡高宮村正副戸長	権令
明ぬ127		—	養水費金請持不服の証	明	8	12	15	犬上郡 久徳、土田、月の木、中川原、八	高宮村正副戸長
明ぬ127		2	一ノ井入費割賦金の義に付御答書	明	9	1	25	犬上郡 久徳、土田、月の木、中川原、八	権令
明ぬ127		3	善利川筋字赤田井普請の義に付伺書及指令	明	9	4	26	久徳村戸長	権令
明ぬ127		4	高宮村井郷の水源字赤田井分水御願書	明	10	8	18	久徳、土田、大尼子、多賀各村正副戸長	権令
明ぬ127		5	赤田堰処分に付官員実地臨検取調の上処分の伺	明	10	8	10	第3課	—
明ぬ127		6	赤田堰切落一件に付彦根警察より上申に付第3課にて取調方向	明	10	8	17	第4課	—
明ぬ127		—	赤田堰切落し急報により出張鎮静の趣上申(付)水論具上書	明	10	8	16	彦根警察署	権令

「件名目録」

(2) 簿冊目録を参照す

「歴史的な文書」目録

- [明治期](#)
- [大正期](#)
- [昭和戦前期](#)
- [昭和戦後期](#)
- [行政資料](#)
- [全簿冊](#)

分類	簿冊記号	合本	簿冊名	合本名	組織	簿冊の年次
河川・港湾	明ぬ127		赤田井堰に係る書類		滋賀県 土木課	1875 ~ 1883
河川・港湾	明ぬ128		明治9年高島郡日置前村養水件		土木課	1876 ~ 1884
河川・港湾	明ぬ129		堤防使用台帳甲、野洲郡		野洲	1878 ~ 1905
河川・港湾	明ぬ130	1	土木掛書類編冊(道路、橋梁、義悪水路等新設変更)	明治10年7月河港道路橋梁義悪水路溜樋管新設変更明細表	第3課	1876 ~ 1878
河川・港湾	明ぬ130	2	土木掛書類編冊(道路、橋梁、義悪水路等新設変更)	明治11年河港道路橋梁義悪水路溜樋管新設変更明細表	第3課	1878 ~ 1883

「簿冊目録」

「トップページの目録一覧」

る

件名目録は、一点一点の文書の内容を知る上では便利ですが、行政文書全体の概要を知りたい場合は、簿冊目録を御参照ください。簿冊目録は、ホームページ上の「全簿冊」が相当し、一つのエクセルファイルで全ての簿冊を確認できます。

またこの目録には、「簿冊名」が記されており、綴られている文書の性格や作成目的を、ある程度類推することができるといふ利点もあります。ほとんどの文書は、同種類の事柄などが、系統的に一つの簿冊に綴じられています。その簿冊の名称を知ることが、文書の理解を深める上で欠かせない作業です。

例えば、一口に村の絵図といっても色々あります。その目的も、地券発行のための調査や、堤防・橋梁等の改修負担者の認定、町村合併の請願など様々で、それぞれ記載されている情報が全く異なります。そのような場合、「簿冊名」を参照すれば、どのような性格の絵図なのか、理解しやすいわけです。

なお簿冊目録には、「簿冊名」とは別に、「合本名」が記載されているものもあります。その場合は、簿冊名よりも詳しい情報が記されていることが多いので、併せて参考にしてください。

(3) 行政資料目録を確認する

その他に当室では、歴史資料として重要な県刊行物や書籍なども閲覧できます。これらは「行政資料」と呼ばれ、その内容は専用の目録に記載されています。

例えば、県の布達や規則等を類目別に綴った『滋賀県史』、県の沿革をまとめた『滋賀県史』、県内産業に関する事業を記した『滋賀県勸業課年報』など、県政の概要を押さえる上で重要なものばかりです。明治期が中心にはなるものの、当該期に関する事典のような使い方もできますので、目当ての歴史的文書を探す前に、これらを参照した方が効率よく調査ができることもあります。

(4) 刊行物・ホームページから検索する

以上、やや立ち入って目録の利用方法を紹介してきましたが、最後に当室に関わる刊行物やホームページを紹介しておきます。いずれも当室の職員が執筆したもので、記事中の全ての歴史的文書には、文書番号が記載されています。検索の手助けになるかと思えますので、併せて御利用ください。

- ① ホームページ内「過去の展示資料」「県史年表」
- ② 情報紙『滋賀のアーカイブズ』(年二回刊)
- ③ 書籍『公文書でたどる近代滋賀のあゆみ』
(サンライズ出版、二〇一三年)
- ④ 季刊紙『湖国と文化』(滋賀県文化振興事業団)
第一三三号、第一三七号〜最新号

* 刊行物等の文書番号は、「明い20 合本2 (15)」と記載されていた場合、「明い20」が簿冊記号、「合本2」が合本番号、「15」が編次番号となります。

【史料室の瓦板】

県内歴史的公文書等担当者会議の開催

平成二十九年二月三日、本県では県内各市町の文書管理や、歴史的公文書に関わる情報交換のため、担当者会議を開催しました。

本会議は、同二十二年度より毎年行っているもので、今回は尼崎市立地域研究史料館の松岡弘之氏に御講演いただきました。松岡氏からは、尼崎市における歴史的公文書の管理をめぐる動向や、同文書収集の流れ、今後の課題などについて、本県の歴史的公文書の利活用を進めていく上で、大変参考になるお話を聞くことができました。その後は、講演内容を踏まえ、各市町の担当者による意見交換を行い、それぞれの現状と課題を共有しました。



会議の様子

【湖国ごぼれ話②】

神社に祀られた県令——籠手田安定の治水事業——

現在、長浜市唐国町の水引神社には、第二代滋賀県令を務めた籠手田安定の肖像が安置されています。籠手田県令は、近隣の月ヶ瀬・田・酢・唐国という水害に苦しむ四つの旧村を救った恩人の一人だからです。今回は県会を舞台とする激しい応酬の末に、ようやく起工に至った湖北の治水工事(田川カルバートの建設)の歴史を御紹介しましょう。

複数の治水構想

月ヶ瀬ら四か村は、古来より田川・高時川・姉川という三河川の合流地点で、大雨の度に大きな氾濫に見舞われました。幕末には田川を分水し、高時川の下を伏越樋で通す工事がなされますが、木製のたぬ腐朽が激しく、その後も水害は起り続けました。そのため、維新直後より四か村は、新たな治水事業の実施を求め、度々県に訴え出ていました。明治八年(一八七五)四月五日、滋賀県に提出された「浅井郡水害所一覽絵図」によれば、高時川の曲流部分を直流に付け替え、田川の分水が流れる新川の伏越樋を石造にして本流にするという壮大な計画です。その一方、三河川合流箇所の下流に位置する新居・野寺・八木浜・大浜・川道・南浜の六か村(現長浜市)は、別の治水工事を構想していたようです。明治六年十二月十五日、合流箇所を三町ほど下流にずらすという工事を県に願っています。これら六

か村は、月ヶ瀬ら四か村とは逆に、日頃から旱魃に悩まされ、晴天が続いても枯れることがない田川の用水に期待したのです。彼らは田川の流水を変更する四か村の治水工事には、強く反対しました。

新川の下流に位置する落合・錦織両村(現長浜市)にとっても、同川の治水工事は切実な課題でした。伏越樋の破損は、両村に水害の危機をもたらすため、その修繕を強く月ヶ瀬ら四か村に求めたのです。四か村は幕末の新川普請の際に、その修繕の義務を負う約条書を交わしていました。明治八年十一月二十二日、彼らは落合・錦織両村に約束違反を追及され、万一新川を埋め立てることになれば、「全ク魚類同様の在様」になってしまうと、県にその官費負担を訴えました。

しかしこのように複雑な利害関係が絡む三河川の



月ヶ瀬ら4か村周辺の図

治水工事は、県としても容易に判断を下すことができず、それぞれに利害得失を調査することになり、しばらくはそれぞれの治水構想も保留されることになりました。

そこで明治十二年三月二十日、一向に起工されない状況を見かねた月ヶ瀬ら四か村は、一万円の上納金を申し出ました⁴。工事が着手されれば、各村の水害難地約一八〇町から、一反(〇・一町)につき五円五六銭を支払うという計算です。五月二十七日にはさらに五千円を増額し、計一万五千円の上納金を確約しました。

翌二十八日、租税課土木部の岡田直之・市川定義は、この切迫した民情を酌量して「迅速施行スルニ他ナシ」という意見書を七里定嘉課長に提出しています。これに対して七里は、当水害地は容易ではない難所のため、「軽忽ニ着手シ難シ」として、内務省土木局の御雇工師デレーケに調査を依頼することにしました。この調査結果をもとに、伏越樋を煉瓦製にして、新川を本流にする田川カルバート構想が進められることになりました。

県会での否決

数年にわたる調査検討の末、ようやく明治十五年度地方税予算に、東浅井郡水害除却工費三万三三八四一円七五銭二厘が計上されることになりました。しかし通常県会では、同年における多額の地方税支出を懸念する意見や、恩恵を受ける地域が限られるなどの反対意見が数多く出されました。片やこの大工事

の地方税負担を止めれば、到底村の協議費では賄えないという意見も出されましたが、結局出席議員三九名の内二〇名の過半数が反対し、否決されてしまっています。

この通常県会は、四か村の総代として、月ヶ瀬村の前田莊助と酢村の国友長左衛門も傍聴していました。議場の様子を「実ニ切齒シテ」見守っていた彼らは、明治十五年六月二日、改めて籠手田県令に切迫した状況を訴え、速やかな起工を懇願しました。これを受けて籠手田は、同月七日、県会に再議を命じます。議員らは「直チニ県令ニ返上セン」と反発して再び否決されます。さらに十九日には、二度目の再議を指示するも、結果は変わりませんでした。

そこで六月二十八日、県大書記官河田景福は、内務省に地方税の支出許可を求める伺書を提出します。府県会規則第五条において、県令が県会の議決を認可すべきでないと判断した際、内務省の指揮を請うことと定められていたからです。しかし内務省からの電報は、「キキトドケガタシ」との返答でした。八月八日には、今度は県令籠手田自ら内務省に伺書を提出し、地方税支出は「当然ノ筋ト確信候」と訴えました。

さらに八月二十二日、大書記官河田景福が内務省に直接事情を聞き質すため、東京に出立しています。二十五日より始まった内務省での交渉では、治水費の負担は、地方税か村の協議費かの判断が非常に難しいとの説明を受けました¹⁰。そのため、たとえ県令が地方税に属すべきだと主張しても、県会の判断に

従わざるをえないとのことでした。しかし河田は、次年度の県会での再提出までは否定していないという言葉をとったことで、ひとまず帰県を決めます。



第2代県令籠手田安定

田川カルバートの竣工

内務省の意向を踏まえ、明治十六年度地方税予算には、田川筋変更費の名目で、前年と同額の三万三八四一円七五銭二厘が計上されることになりました。しかし前年の精神を引き継いで削除すべきという意見が多数を占め、再び否決されてしまいます。その後籠手田は、このまま県会が否決し続けるのであれば、「涙ヲ揮テ馬謖ヲ斬ルノ想」で断行せざるを得ないと、自ら熱弁をふるって再議をうながしますが、結局工費は約三分の一に減額されてしまいました¹¹。籠手田県令は、到底起工できないほど減額された工費を認めず、五月八日に再度、内務省に地方税の支出許可を求める伺書を提出します¹²。籠手田は、治水工事に至る経緯を詳細に説明した上で、県会での反対意見を一つ一つ反駁し、本工費が「地方税支弁

二属スルハ当然ナリ」と起工の必要性を訴えました。この伺書には、「実ニ不当」、「謬見ノ甚タシキ」、「不公平」という言葉が多用されており、強い苛立ちが見て取れます。

河田大書記官も再度上京し、五月十五日より内務省と交渉を開始します。その甲斐もあり、五月二十六日には、ようやく許可指令が下ります。翌日河田は「チスイヒノウカガイキキトドケノシレイアリ」と県に電信を送りました¹³。

内務省の許可を得て、籠手田県令は田川筋変更費を原案通り執行します。新川の伏越樋を「アーチカルヘルト」(カルバート)に替え、川幅を拡張して田川の本流とする大工事です。明治十六年十一月一日に起工し、翌十七年六月十八日に竣工しました。月ヶ瀬ら四か村の人びとは、この改修に尽力した籠手田県令の功績を讃え、カルバートの近隣に祠を建立しました。後には水引神社と合祀されましたが、現在も形を変えて地域の人びとに祀られています。(大月 英雄)

1 「土木掛書類」【明ぬ100(2)】
 2 同前【明ぬ100(1)】
 3 同前【明ぬ100(10)】
 4 「田川筋変更件」【明ぬ134】
 5 「田川筋変更件」【明ぬ136(28)】
 6 『明治十五年滋賀県会日誌』第三十一号(議事事務局蔵)
 7 「田川筋変更件」【明ぬ135(41)】
 8 「田川除外工断行ニ付次官東上件」【明ぬ47合本2(2)】
 9 同前【明ぬ47合本2(7)】
 10 同前【明ぬ47合本2(17)】
 11 『明治十六年滋賀県会日誌』第十三号(議事事務局蔵)
 12 前掲「田川除外工断行ニ付次官東上件」【明ぬ47合本2(1)】

催し物案内

【企画展示①】

「神社に祀られた県令―籠手田安定の治水事業―」
期間 1月30日(月)～3月23日(木)

【企画展示②】

「鉄道の表参道―比叡山坂本ケーブル―」
期間 3月27日(月)～5月25日(木)

【企画展示③】

「近江八景の近代」
期間 5月29日(月)～7月27日(木)

【表紙の写真】東浅井郡落合村絵図

堤防や橋梁、道路などの長さが記された旧村絵図(川通堤防用悪水路杖樋溜池道路橋梁之絵図)の一つ。本図では、本紙六・七頁で紹介した田川・高時川・姉川の合流地点が描かれています。

このような旧村絵図は、当県では全十簿冊が所蔵されています【明へ1～9、68】。明治六年十二月八日、県令松田道之の指示により作成されました。従来滋賀県では、堤防などの改修費は負担者が曖昧で、それを松田は「甚々不公平」であると考えていました。そのためこれらの絵図では、施設ごとに「自普請所」「御普請所」と、官民いづれが負担するか、細かく注記されています。なお所有地の区画が記された地籍図は、県立図書館において所蔵されています。

利用案内

【利用時間】

午前9時～午後5時

【休室日】

土日祝日、年末年始

【閲覧方法】

◇来室して申請

①室内の文書目録(パソコンまたは紙)で閲覧したい文書を探す。

②閲覧申請書に必要事項を記入して受付に提出。

③個人情報の審査が終わるまで、数日～1週間程度待つ(電話・メール等で連絡)。

④文書を閲覧する。

◇自宅から申請

①当室ホームページ内「歴史的文書」目録で閲覧したい文書を探す。

②閲覧申請書に必要事項を記入して、メール・FAXで提出する。

③④来室した場合と同じ。

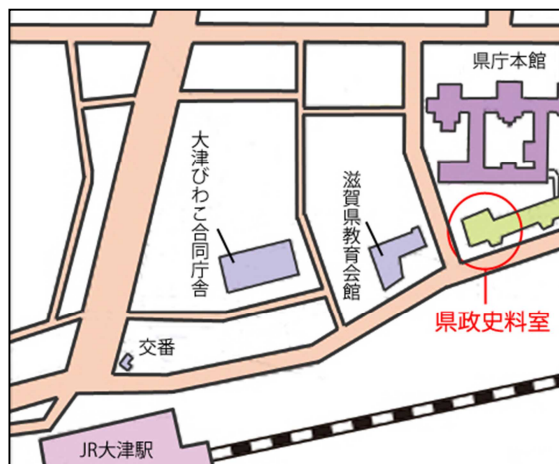
【その他の利用】

- ・文書の撮影は、持参した機器で各自が行ってください(複写物の交付は、職員に御相談ください)。
- ・企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。
- ・文書の掲載・借用の際には、別途該当する申請書が必要となります。

アクセス

①JR大津駅から東へ徒歩5分。

②京阪電気鉄道島ノ関駅から南南西へ徒歩5分。



周辺地図

滋賀のアーカイブズ 第2号
平成29年(2017年)3月1日

編集・発行

滋賀県県政史料室

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階 県民情報室内

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : kenmin-j@pref.shiga.lg.jp